平成２４年（フ）第３０２号
福井市明里町５番13号
債務者　有限会社フジイ
代表者代表取締役　藤井勢津子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
福井県坂井市春江町江留上日の出６番地25
債務者　株式会社齊藤陸運（旧商号有限会社藤吉運輸建設）
代表者代表取締役　齊藤　　壽
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
福井県越前市寺地町19号17番地
債務者　株式会社稲田プロジェクト（旧商号稲田眼鏡株式会社）
代表者代表取締役　内藤　　馨
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時40分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
福井市上天下町第４号２番地
債務者　有限会社アイピー
代表者代表取締役　内藤　　馨
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時50分
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県日南市大字宮浦607番地３
債務者　蛯原　支征
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
茨城県取手市新取手５丁目５番17号
債務者　今村　純啓
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　順一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿屋市古江町7452番地２、前住所鹿児島県姶良郡姶良町東餅田3115番地　レオパレス紫陽花105号
債務者　河野圭一郎
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
仙台市宮城野区高砂１丁目19―10　タンドウールＫ202、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字上ノ山50番地の４
債務者　寺澤恵津子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　治子
4　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山形県米沢市城南２丁目２番34号パルハイツ城南Ｂ―207号室
債務者　金子　昌智
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２０号
福島県相馬市中村字高池前７番地たなかハイツ203、住民票上の住所福島県相馬市岩子字数馬196番地
債務者　佐藤　誠孝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第８０号
三重県名張市すずらん台東５番町182番地
債務者　橋本　共布
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県直方市大字上境1728番地１
債務者　鶴森　道男
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　英弥
4　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５９号
福岡県直方市大字上境1728番地１
債務者　鶴森美保子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　英弥
4　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３８４号
愛知県豊田市羽布町金山18番地１
債務者　原田　宴光
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
北九州市八幡西区別当町３番23号
債務者　増根かずえ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部